

組合員の脱退及び出資金減少の手続きについて

脱退及び出資金減少の手続きが変わりますのでお知らせいたします。

生協法の改正や社会的に法令順守が問われる中、脱退及び出資金の減少につき、申請後順次お返ししておりましたが、監事より、法令違反になるとの指摘を受けました。生協法第19条及び第25条に基づき、今後は脱退及び出資金の減少の場合は、12月までに申請いただいた分を翌年4月にお返しすることになります。

生協法に沿った運営を進めていく上でも必要な手続きとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

県外転出、死亡等で生協を脱退する場合はこの限りではありません。

【生協法抜粋】

(自由脱退)第19条 組合員は、90日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

(出資口数の減少)第25条 組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第19条の規定を準用する。